

介護報酬の地域区分の見直しについて

現行制度について

1. 基本的な考え方

平成12年の制度創設時には、介護サービスの提供に要する費用を包括的に評価した介護報酬のうち、直接処遇職員の人件費に相当する部分について、国家公務員の調整手当を基本として地域区分を設け、地域差の勘案を行った。

2. 現行の介護報酬における地域区分

基本の報酬単価10円に対して地域割り、サービス種類ごとに割り増しがされる。(人件費割合に地域割りごとの上乗せ割合を乗じて、報酬単価を割り増ししている。)

- 地域割りは、特別区、特甲地、甲地、乙地、その他の地域の5区分である。
- 地域割りごとの上乗せ割合は、特別区(15%)、特甲地(10%)、甲地(6%)、乙地(5%)である。
- 地域差を勘案する対象範囲は、「人員配置基準において具体的に配置を規定されている職種の職員」の人件費に相当する部分のみである。

(注)物件費・土地代・減価償却費については勘案していない。

- サービス種類ごとの人件費割合は、「人件費率70%のサービス」、「人件費率55%のサービス」及び「人件費率45%のサービス」の3類型である。

(参考1) 地域区分の現状

- 介護報酬は1単位10円を基本としてサービス提供地域ごとの人件費などの地域差を反映させるため地域区分を設定し、区分ごとに割り増しを行っている。

		特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
上乗せ割合		15%	10%	6%	5%	0%
人件費割合	70%	11.05円	10.70円	10.42円	10.35円	10円
	55%	10.83円	10.55円	10.33円	10.28円	10円
	45%	10.68円	10.45円	10.27円	10.23円	10円

人件費割合70%のサービス	訪問介護／訪問入浴介護／夜間対応型訪問介護／居宅介護支援
人件費割合55%のサービス	訪問看護／訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護
人件費割合45%のサービス	通所介護／短期入所生活介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(参考2) 地域区分ごとの適用地域及び地域ごとの報酬単価について

	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
人件費割合70%	11.05円	10.70円	10.42円	10.35円	10円
人件費割合55%	10.83円	10.55円	10.33円	10.28円	10円
人件費割合45%	10.68円	10.45円	10.27円	10.23円	10円
<p>地域区分に属する地域</p> <p>※人件費70% 訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援等</p> <p>※人件費55% 訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護等</p> <p>※人件費45% 通所介護、施設サービス、グループホーム等</p>	<p>【東京都】 特別区</p>	<p>【東京都】 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市</p> <p>【神奈川県】 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市</p> <p>【愛知県】 名古屋市</p> <p>【京都府】 京都市</p> <p>【大阪府】 大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市</p> <p>【兵庫県】 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市</p>	<p>【埼玉県】 さいたま市</p> <p>【千葉県】 千葉市</p> <p>【神奈川県】 逗子市、三浦郡葉山町</p> <p>【大阪府】 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、大阪狭山市、三島郡島本町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町</p> <p>【福岡県】 福岡市</p>	<p>【北海道】 札幌市</p> <p>【宮城県】 仙台市</p> <p>【埼玉県】 川越市、川口市、所沢市、狭山市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町</p> <p>【千葉県】 市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、浦安市、四街道市</p> <p>【東京都】 青梅市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市</p> <p>【神奈川県】 平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町</p> <p>【静岡県】 静岡市</p> <p>【滋賀県】 大津市</p> <p>【京都府】 宇治市、向日市、長岡京市</p> <p>【大阪府】 河内長野市、泉南市、阪南市、泉南郡田尻町</p> <p>【兵庫県】 姫路市、明石市、三田市</p> <p>【奈良県】 奈良市、大和郡山市、生駒市</p> <p>【和歌山県】 和歌山市</p> <p>【岡山県】 岡山市</p> <p>【広島県】 広島市、安芸郡府中町</p> <p>【福岡県】 北九州市</p> <p>【長崎県】 長崎市</p>	<p>その他の地域</p>

(参考3) サービス種類・地域区分別の請求事業所割合について

	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
介護老人福祉施設	3.4%	12.9%	2.7%	10.9%	70.0%
介護老人保健施設	2.5%	13.2%	2.7%	10.5%	71.2%
介護療養型医療施設	2.4%	8.2%	2.0%	9.8%	77.6%
認知症対応型共同生活介護	2.3%	11.5%	2.7%	12.8%	70.8%
訪問介護	7.0%	22.3%	4.0%	13.5%	53.3%
訪問入浴介護	4.6%	13.4%	2.5%	10.0%	69.6%
訪問看護(ステーション)	6.6%	20.1%	3.4%	13.0%	56.9%
通所介護	4.8%	13.9%	3.1%	12.6%	65.6%
認知症対応型通所介護	8.1%	14.4%	1.7%	11.6%	64.1%
通所リハビリテーション	2.5%	12.8%	3.3%	11.3%	70.2%
短期入所生活介護	3.1%	11.1%	2.6%	11.2%	72.0%
居宅介護支援	6.4%	17.9%	3.7%	12.4%	59.6%
福祉用具貸与	6.4%	18.7%	3.6%	12.2%	59.1%

(出典)平成22年12月審査分 介護給付費実態調査月報

<参考:国家公務員の地域別構成割合>

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
人員(割合)	23.7%	5.4%	10.0%	12.3%	6.1%	13.5%	29.1%

(出典)平成22年国家公務員給与等実態調査

これまでの主な見直し内容について

平成12年度制度創設 国家公務員の調整手当に準拠した地域区分を設定

(※平成15年度報酬改定においては、地域割り、適用地域及び上乗せ割合について見直しなし)

平成18年度報酬改定 国家公務員給与においては、調整手当に替えて地域手当を新設し、区分を7区分に見直したが、地域手当の制度完成が平成22年4月であったため、介護保険制度は従来の5区分を踏襲した。

平成21年度報酬改定

○地域割りについて

→ 平成22年4月から本格導入される国家公務員の新たな地域手当の地域区分は、

- ① 官署所在地についてのみ地域区分が設定されているため、介護保険制度独自に適用地域の設定が必要なこと、
- ② これまでと比べて、平均4.8%引下げを行った上で見直しているため、「その他地域」に所在する事業所が多い介護保険制度において、国家公務員の新たな地域手当の地域区分を採用することは困難であること、

から介護保険制度は従来の地域割りを踏襲。

○上乗せ割合について

→ 介護事業経営実態調査結果を踏まえて、特別区(12%→15%)及び乙地(3%→5%)について引上げ

○地域差を勘案する職員の範囲について

→ 「直接処遇職員」から「人員配置基準において具体的に配置を規定されている職種の職員」に拡大

○人件費割合について

→ 「人件費割合60%のサービス」及び「人件費割合40%のサービス」の2類型から、介護事業経営実態調査結果を踏まえて、「人件費割合70%のサービス」及び「人件費割合55%のサービス」並びに「人件費割合45%のサービス」の3類型に見直し

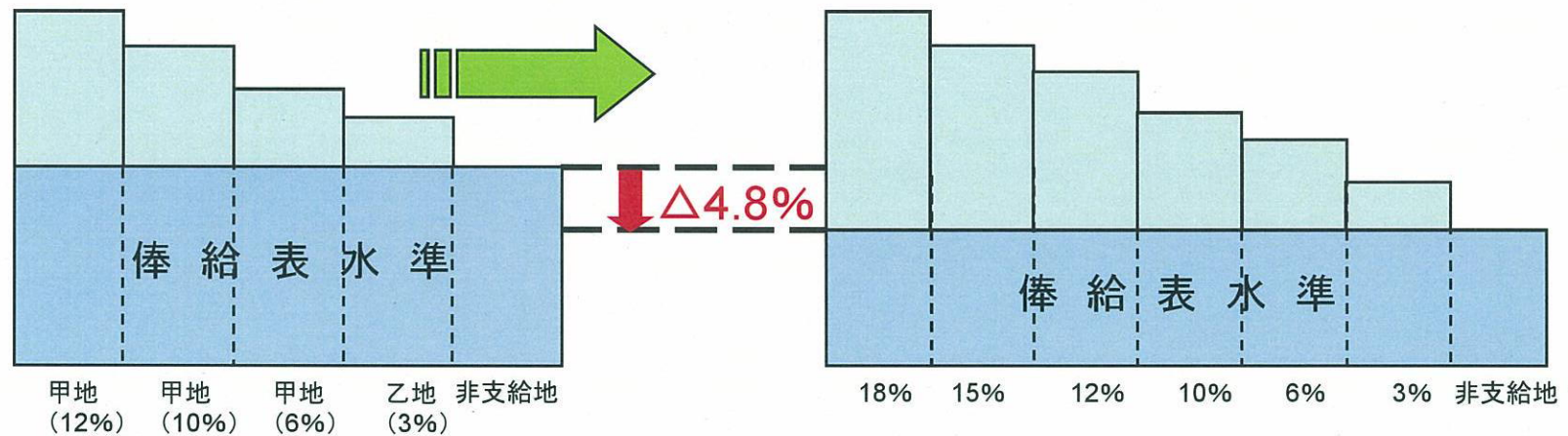
(参考1) 国家公務員給与の見直しについて

○ 平成17年の人事院勧告において、民間賃金の地域差を公務員給与により反映させるため、以下の措置を講ずることとされた。

- ① 民間賃金の低い地域を考慮して、俸給表水準を全体として平均4.8%程度引下げる。
- ② 民間賃金が高い地域には、3%から18%の地域手当を支給する。

【平成12年】

【平成22年4月】



※経過措置：人事院規則9-49(地域手当)附則第4条の規定により、適用は平成22年4月から

(参考2) 介護保険制度の地域区分と国家公務員の地域手当の比較

(介護保険制度創設時)

介護保険制度 地域区分	特別区	特甲地			甲地	乙地	その他
	12%	10%			6%	3%	0%
国家公務員 調整手当	甲地	甲地			甲地	乙地	その他
	12%	10%			6%	3%	0%

(平成18年度から)

介護保険制度 地域区分	特別区	特甲地				甲地	乙地	その他
	12%	10%				6%	3%	0%
国家公務員 地域手当	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他	
	18% (13.2%)	15% (10.2%)	12% (7.2%)	10% (5.2%)	6% (1.2%)	3% (▲1.8%)	0% (▲4.8%)	

(平成21年度から)

介護保険制度 地域区分	特別区	特甲地				甲地	乙地	その他
	15%	10%				6%	5%	0%
国家公務員 地域手当	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他	
	18% (13.2%)	15% (10.2%)	12% (7.2%)	10% (5.2%)	6% (1.2%)	3% (▲1.8%)	0% (▲4.8%)	

※国家公務員地域手当の()内の割合は、俸給表水準を平均4.8%引下げた影響を加味し、見直し前の俸給表水準と比べた場合の本来の上乗せ割合を表したものである。

※介護保険制度地域区分の上乗せ割合は、サービス毎の人件費割合を乗じる前の値である。

(参考3) 各制度における地域区分の比較について

(単位:自治体数)

国家公務員	1級地(18%)	2級地(15%)	3級地(12%)	4級地(10%)	5級地(6%)	6級地(3%)	その他
人事院規則上	23	20	27	36	55	107	1,576
介護保険	特別区(15%)	特甲地(10%)		甲地(6%)	乙地(5%)	その他	
	23	50		19	67	1,641	
診療報酬	1級地(18点)	2級地(15点)	3級地(12点)	4級地(10点)	5級地(6点)	6級地(3点)	その他
人事院規則上	23	20	27	36	55	107	1,348
準じる地域				13	37	150	
措置費	1級地(18%)	2級地(15%)	3級地(12%)	4級地(10%)	5級地(6%)	6級地(3%)	その他
人事院規則上	23	20	27	36	55	107	1,457
準ずる相当地域			1	9	12	1	
上記以外の相当地域				8%相当地域 2			

○診療報酬の取扱い

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域その他の厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者について、同令で定める級地区分に準じて、所定点数に加算する。

※平成20年改定により、従前の対象地域に隣接する地域についても加算対象となった(隣接する対象地域が複数ある場合は、そのうちの低い級地と同様とする)。

地域加算は、医業経費における地域差に配慮したものであるであり、人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域に所在する保険医療機関において、入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術基本料2若しくは3の加算として算定できる。

(参考4) これまでの指摘について

○ 平成21年度介護報酬改定に関する審議報告

【平成20年12月12日 第63回社会保障審議会介護給付費分科会】

Ⅱ 各サービスの報酬・基準見直しの基本方向

1. 介護従事者処遇改善にかかる各サービス共通の見直し

(3) 地域区分の見直し

(略)

今回は、地域の区分方法については見直しを行わないものとするが、今後、地域区分の在り方について検討することとする。

今後の課題について

1. 主なサービスの地域区分別収支差率について

○ 地域区分別の収支差率はバラツキがあるが、主なサービスでは特別区の収支差は大きくプラスになっている。

収支差率	集計事業者数	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
介護老人福祉施設	1,017	2.5%	11.7%	14.0%	10.7%	10.8%
介護老人保健施設	513	17.3%	2.6%	15.5%	△0.0%	9.4%
認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)	498	4.3%	8.0%	41.2%	10.4%	14.7%
訪問介護(介護予防含む)	444	29.2%	2.6%	△8.5%	△10.4%	△1.8%
通所介護(介護予防含む)	686	15.5%	△2.0%	13.8%	△8.7%	16.4%

(注)地域区分によっては集計施設数が少数となり、集計結果に誤差を生じる可能性がある。

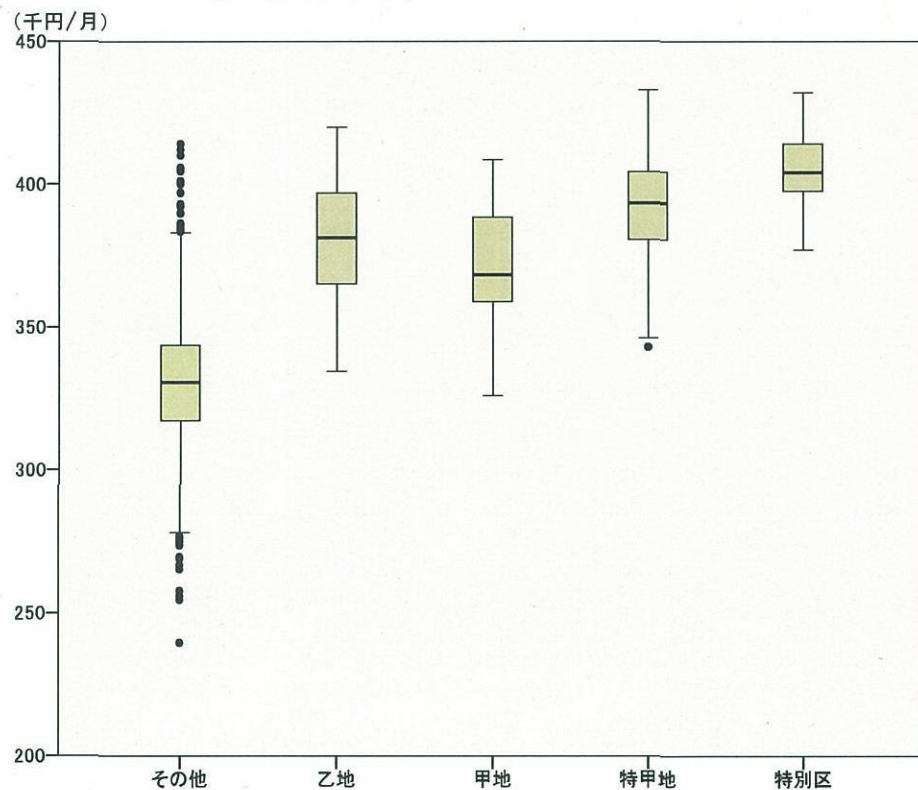
(出典)平成22年介護事業経営概況調査

2. 地域区分別の分布状況

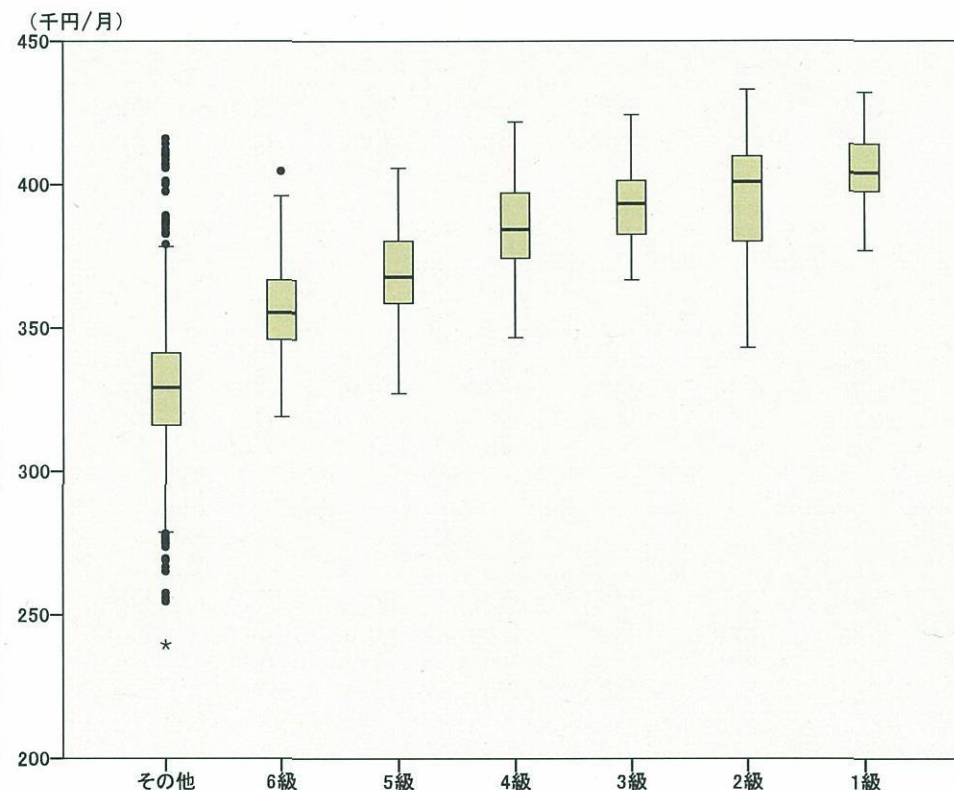
○ 現行の介護保険制度の地域割り(5区分)よりは、国家公務員制度の地域割り(7区分)の方が、なだらかに地域差が反映されており、より実態に近い地域区分となっている。

地方公務員の給与を介護保険制度の地域区分と国家公務員制度の地域区分で比較した場合

【介護保険制度の地域区分の場合】



【国家公務員制度の地域区分の場合】



(出典)介護報酬の地域区分にかかる実態把握調査研究事業

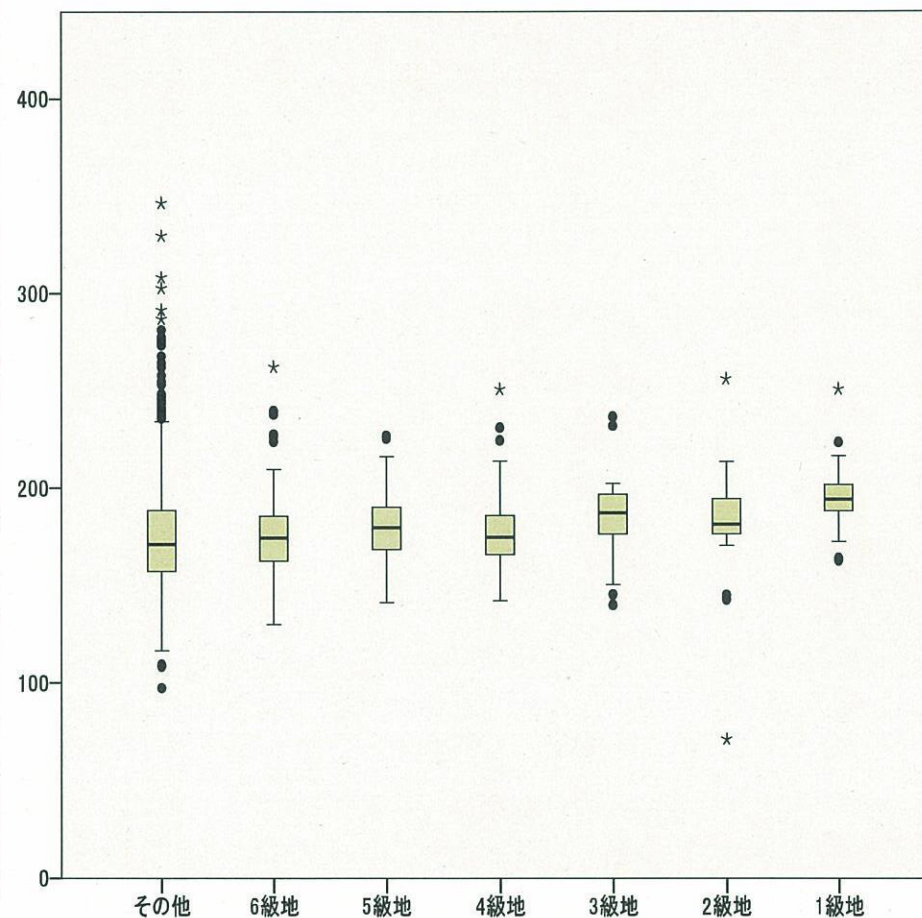
※ 箱ひげ図に示された●は、箱の上端(第3四分位点)又は下端(第1四分位点)から箱の長さ(第3四分位点-第1四分位点)の1.5~3倍までのはずれ値を示し、★は3倍を超えるはずれ値(極地)を示している。(以下の図において同様)

○ 中央値をみると級地が高くなるにしたがって、概ね、給与も高くなる傾向にあるが、2級地から4級地(介護保険制度では特甲地の地域)のその他に対する比率は、他の地域の比率に比べ均衡を失っている。

国家公務員の地域区別の介護職員の基本給(年俸・月給対象者のみ)

(千円/月) (千円/月)

	国家公務員の地域手当の級地区分						
	その他	6級地	5級地	4級地	3級地	2級地	1級地
標本自治体数	918	87	50	34	26	20	23
最大値	346	238	227	231	237	256	251
第3四分位点	189	185	189	185	197	193	202
中央値 (その他に対する比率)	171 (100%)	174 (102%)	178 (104%)	176 (102%)	191 (111%)	181 (105%)	194 (113%)
第1四分位点	157	164	169	169	177	176	188
最小値	98	130	149	142	140	71	163
箱の長さ(第1四分位点~第3四分位点)	32	21	20	16	20	17	14
平均値 (その他に対する比率)	175 (100%)	174 (100%)	181 (103%)	180 (103%)	187 (107%)	180 (103%)	195 (112%)
国家公務員給与地域区分の上乗せ割合	-	3%	6%	10%	12%	15%	18%



(出典)介護報酬の地域区分にかかる実態把握調査研究事業

3. 論点

(1) 地域割りについて

→ 現行の地域割りを踏襲するか、国家公務員地域手当の地域割りに準拠するかについて、どう考えるのか。

(介護保険5区分 国家公務員7区分)

(2) 仮に国家公務員地域手当の地域割りに準拠した場合に、国の官署が所在しないことにより適用地域の設定のない地域等の取扱いについて

→ 現在の介護保険制度の適用地域に合わせて設定するか、見直すかについて、どう考えるのか。

※介護保険制度創設時には、一部の地域について自治体からの要望を確認した上で介護保険制度独自に適用地域を設定している。

※診療報酬では人事院規則で定める地域に準じる地域を、別途設定している。(P. 15参考参照)

(3) 上乗せ割合について

→ 現行の上乗せ割合を基本とすべきか、国家公務員の地域手当と同様に水準を一旦引下げた上で上乗せ割合を設定すべきかについて、どう考えるのか。

(介護保険15%、10%、6%、5% 国家公務員18%、15%、12%、10%、6%、3%)

※前回報酬改定で特別区及び乙地の上乗せ割合の引上げについては、対応済み。

※介護報酬の地域区分にかかる実態把握調査研究事業によると、特甲地の上乗せ割合は他の地域に比べ均衡を失っている可能性が指摘されている。

※国家公務員の地域手当の上乗せ割合は、民間賃金の低い地域を考慮して俸給表水準を全体として平均4.8%引下げた上で3%から18%の割合を設定している。

(4) 人件費割合について

→ 現行の人件費割合を踏襲するか、再検討するかについて、どう考えるのか。

※前回報酬改定において、「人件費割合60%のサービス」と「人件費割合40%のサービス」の2類型から「人件費割合70%のサービス」及び「人件費割合55%のサービス」並びに「人件費割合45%のサービス」の3類型に整理されている。

※介護事業経営実態調査結果を踏まえて判断するか。

(参考) 診療報酬における対象地域の設定について

地域加算の対象地域の見直し

第1 基本的な考え方

- 1 地域加算は、医業経営における地域差に配慮する観点から設けられているものであり、別に厚生労働大臣の定める地域区分(6区分)に規定する地域に所在する保険医療機関に対し、入院基本料及び特定入院料に対する加算を行っている。
- 2 地域加算の対象地域は、平成18年度診療報酬改定において、国家公務員給与の地域手当に係る人事院規則が公布されたことを受けて、同様の地域を対象地域とするよう見直しを行ったところであるが、国家公務員給与の地域手当の対象地域は、国家公務員の勤務官署が所在する地位に限られており、地域加算の対象地域も必ずしも医療経営における地域差に配慮した地域となっていないことを踏まえて見直しを行う。

第2 具体的な内容

- 1 次の地域を新たに対象地域とする。
 - (1) 現行、地域加算の対象となっている地域に囲まれている地域
 - (2) 現行、地域加算の対象となっている複数の地域に隣接している地域
- 2 新たに対象とする地域の級地は、隣接する対象地域の級地のうち、低い級地と同様とする。

4. 今後のスケジュール(案)

平成23年度上半

- 地域区分の地域割り等について、社会保障審議会介護給付費分科会の議論を踏まえ、基本方針を決定

平成23年秋以降

- 介護事業経営実態調査及び改定率の動向を踏まえて結論

平成24年4月

- 介護報酬改定

(参考)箱ひげ図の見方について

